

下水道使用料改定のお知らせ

令和7年(2025年)4月1日から下水道使用料を改定いたします。

※このお知らせは、下水道を使用していない方へも配布しています。

お手元の「上下水道使用量のお知らせ」の下水道料金が「0円」の方は、改定による変更はございません。

日頃より、下水道事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。下水道事業は、市民の皆さまの健康で快適な生活環境をつくり、川や海などの水質を保全するとともに、雨水を排除して街の浸水を防ぐ重要な事業です。

この下水道事業の費用は、自然現象である雨水に係わる費用は市税で賄い、家庭や事業所などで発生した汚水を処理して河川へ放流するための費用（汚水処理費）は、使用者の皆さんに下水道使用料として負担していただいております。

この下水道使用料を令和7年4月1日に改定いたします。

○下水道使用料の改定について

地方公営企業法に基づく独立採算の原則から、汚水処理費は、そのすべてを下水道使用料で賄うこととなります。そして、汚水処理費を下水道使用料で賄えている割合を示す、経費回収率は100%以上であることが求められています。

本市の下水道使用料は、経費回収率100%を目指して段階的に改定しており、平成元年度に約33%であった経費回収率は、人口の増加による下水道使用料の増加と7回の使用料改定により、平成30年度には約91%まで改善しました。

しかし現在、人口の増加数が鈍くなるとともに、節水機器の普及やライフスタイルの多様化などにより使用水量が減り、令和4年度、5年度と連続して下水道使用料は減少し、今後も減少傾向が続く見込みとなっています。一方、汚水の処理を開始してから54年が経過し、施設の老朽化による更新や耐震化の費用が増加するとともに、物価の上昇などにより、汚水処理費は増加傾向にあり、経費削減と効率化に引き続き取り組んだ場合でも、今後の汚水処理費は増加が続く見込みです。

※下水道使用料と汚水処理費の推移(平成26年度～令和15年度)は裏面をご覧ください。

このため、経費回収率は平成30年度をピークに悪化し、令和5年度には約85%となり、下水道使用料の不足額約5億3千万円を市税で補てんしました。今回、改定をしない場合には令和7年度の補てん額が約7億1千万円となり、その後も補てん額は増加する見込みです。

このような状況であることから、今回の改定では令和7年度、8年度、9年度の経費回収率の平均が100%以上となることを目指した下水道使用料の改定を行うこととしました。

この結果、平均改定率は23.34%と高い率となりましたが、衛生的な日常生活に必要不可欠な下水道サービスを安定的、継続的に提供するために必要な平均改定率です。今後も経費削減と効率化に努めてまいりますので、皆さまのより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

○下水処理場の種類とメリット・デメリット

下水処理場には、市が下水処理場を整備し、市内の汚水を処理する「単独処理場」と、県が下水処理場を整備し、複数の市町村の汚水を集めて処理する「流域処理場」の二種類があります。

本市では、昭和40年代の急速な人口増加に対応するため、早期に下水処理が開始できる単独処理場の整備を決断しました。その結果、本市周辺の流域処理の市よりも早く生活環境が改善され、市の発展に寄与してきました。

しかし、単独処理場は、流域処理場に比べるとスケールメリットが無いため、汚水処理費が割高になるというデメリットがあります。

一方、単独処理場のメリットは、地震による被害の可能性が流域処理場の場合より低いことです。流域処理場は相模川の河口にあるため、津波被害の可能性があります。また、本市は流域処理場から遠く離れているため、流域処理場との間で下水道管が損傷する可能性も高くなります。

○2か月あたりの下水道使用料単価表(消費税抜き)

区分	使用水量(水道水と地下水等の合計)	現行	改定後
一般汚水	基本料金16m ³ まで	1,350 円	1,666 円
	16m ³ を超える分	112 円	138 円
	30m ³ を超える分	125 円	154 円
	50m ³ を超える分	139 円	171 円
	100m ³ を超える分	159 円	196 円
	200m ³ を超える分	188 円	232 円
	400m ³ を超える分	201 円	248 円
	600m ³ を超える分	215 円	265 円
	1,000m ³ を超える分	249 円	307 円
	2,000m ³ を超える分	264 円	326 円
浴場汚水	1m ³ につき	14 円	17 円
水泳場汚水	1m ³ につき	106 円	131 円

【下水道使用料の計算のしかた（例）】

- ・使用水量が2か月で40m³の場合

$$\begin{aligned} \textcircled{1} & \text{ 基本料金 (16m}^3\text{までの分) } && 1,666 \text{円} \\ \textcircled{2} & \text{ 16m}^3\text{を超える分 } (30m}^3 - 16m}^3 \text{) } && 14m}^3 \times 138 \text{円} = 1,932 \text{円} \\ \textcircled{3} & \text{ 30m}^3\text{を超える分 } (40m}^3 - 30m}^3 \text{) } && 10m}^3 \times 154 \text{円} = 1,540 \text{円} \\ (\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3}) \times 1.1 & \text{ (消費税10%) } && = 5,651 \text{円 (消費税込み)} \end{aligned}$$

※ 使用水量ごとの下水道使用料(一般汚水)の早見表は裏面をご覧ください。

○改定後の使用料の適用について

改定した下水道使用料は、令和7年（2025年）4月1日から適用となります。

なお、使用期間が4月1日をまたぐ場合の使用料は、改定前の使用料と改定後の使用料の使用日数に応じた日割り計算で算出した金額になります。

【問い合わせ先】

○下水道使用料改定について

大和市 環境施設農政部 下水道経営課 経営係 TEL 046-260-5720

ホームページ <https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshiki/17/keiei/21182.html>

○下水道使用料の減免及び徴収猶予の相談

大和市 環境施設農政部 下水道経営課 管理・排水設備係 TEL 046-260-5468



○2か月あたりの一般汚水の下水道使用料早見表(消費税込み)

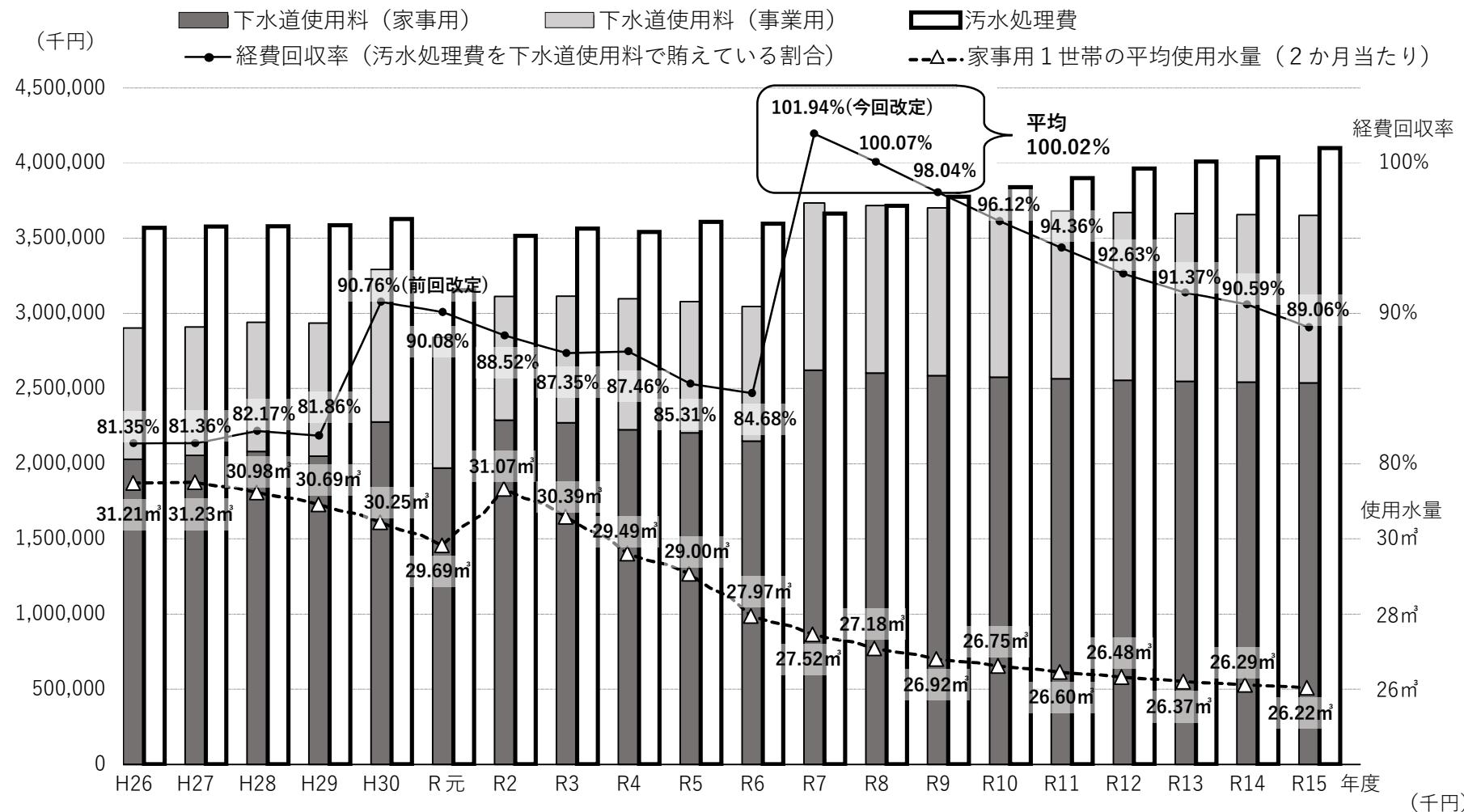
使用水量 (m³)	下水道使用料金(円)		増加額 (円)
	現行	改定後	
0~16	1,485	1,832	347
17	1,608	1,984	376
18	1,731	2,136	405
19	1,854	2,288	434
20	1,977	2,439	462
21	2,101	2,591	490
22	2,224	2,743	519
23	2,347	2,895	548
24	2,470	3,047	577
25	2,593	3,198	605
26	2,717	3,350	633
27	2,840	3,502	662
28	2,963	3,654	691
29	3,086	3,806	720
30	3,209	3,957	748
31	3,347	4,127	780
32	3,484	4,296	812
33	3,622	4,466	844
34	3,759	4,635	876
35	3,897	4,804	907
36	4,034	4,974	940
37	4,172	5,143	971
38	4,309	5,313	1,004
39	4,447	5,482	1,035
40	4,584	5,651	1,067
41	4,722	5,821	1,099
42	4,859	5,990	1,131
43	4,997	6,160	1,163
44	5,134	6,329	1,195
45	5,272	6,498	1,226
46	5,409	6,668	1,259
47	5,547	6,837	1,290
48	5,684	7,007	1,323
49	5,822	7,176	1,354
50	5,959	7,345	1,386

使用水量 (m³)	下水道使用料金(円)		増加額 (円)
	現行	改定後	
51	6,112	7,533	1,421
52	6,265	7,722	1,457
53	6,418	7,910	1,492
54	6,571	8,098	1,527
55	6,724	8,286	1,562
56	6,877	8,474	1,597
57	7,030	8,662	1,632
58	7,183	8,850	1,667
59	7,335	9,038	1,703
60	7,488	9,226	1,738
61	7,641	9,414	1,773
62	7,794	9,603	1,809
63	7,947	9,791	1,844
64	8,100	9,979	1,879
65	8,253	10,167	1,914
66	8,406	10,355	1,949
67	8,559	10,543	1,984
68	8,712	10,731	2,019
69	8,864	10,919	2,055
70	9,017	11,107	2,090
71	9,170	11,295	2,125
72	9,323	11,484	2,161
73	9,476	11,672	2,196
74	9,629	11,860	2,231
75	9,782	12,048	2,266
76	9,935	12,236	2,301
77	10,088	12,424	2,336
78	10,241	12,612	2,371
79	10,393	12,800	2,407
80	10,546	12,988	2,442
81	10,699	13,176	2,477
82	10,852	13,365	2,513
83	11,005	13,553	2,548
84	11,158	13,741	2,583
85	11,311	13,929	2,618

※ 太線で下水道使用料の単価が変わります

使用水量 (m³)	下水道使用料金(円)		増加額 (円)
	現行	改定後	
86	11,464	14,117	2,653
87	11,617	14,305	2,688
88	11,770	14,493	2,723
89	11,922	14,681	2,759
90	12,075	14,869	2,794
91	12,228	15,057	2,829
92	12,381	15,246	2,865
93	12,534	15,434	2,900
94	12,687	15,622	2,935
95	12,840	15,810	2,970
96	12,993	15,998	3,005
97	13,146	16,186	3,040
98	13,299	16,374	3,075
99	13,451	16,562	3,111
100	13,604	16,750	3,146
101	13,779	16,966	3,187
102	13,954	17,182	3,228
103	14,129	17,397	3,268
104	14,304	17,613	3,309
105	14,479	17,828	3,349
106	14,654	18,044	3,390
107	14,829	18,260	3,431
108	15,004	18,475	3,471
109	15,178	18,691	3,513
110	15,353	18,906	3,553
200	31,094	38,310	7,216
300	51,774	63,830	12,056
400	72,454	89,350	16,896
500	94,564	116,630	22,066
600	116,674	143,910	27,236
700	140,324	173,060	32,736
1,000	211,274	260,510	49,236
1,500	348,224	429,360	81,136
2,000	485,174	598,210	113,036
2,500	630,374	777,510	147,136

下水道使用料と汚水処理費の推移 (令和5年度までは実績値、6年度からは見込値)



実績値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
下水道使用料	2,903,083	2,910,246	2,941,476	2,935,007	3,291,030	2,841,368	3,111,499	3,113,293	3,096,661	3,078,570
汚水処理費	3,568,451	3,577,113	3,579,532	3,585,581	3,625,913	3,154,109	3,514,843	3,564,076	3,540,644	3,608,618
見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
下水道使用料	3,045,698	3,734,787	3,717,275	3,701,585	3,690,034	3,679,739	3,670,760	3,663,076	3,656,831	3,651,614
汚水処理費	3,596,685	3,663,699	3,714,617	3,775,523	3,839,010	3,899,537	3,962,646	4,009,089	4,036,495	4,100,369